

第1回新城市総合計画審議会

平成19年2月28日

委員会室

(事務局)

皆様には本日、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから、第1回新城市総合計画審議会を開催させていただきます。

最初に、新城市長より委嘱状を交付させていただきます。

委嘱状については、お一人お一人にお受け取りいただくのが本意であります、代表の方お一人に委嘱状をお受け取りいただきます。

それでは、本日ご出席の皆様のうち、公募いただいた松本貴美德様に代表して、委嘱状の受理をお願いいたします。

(市長)

松本貴美德

新城市総合計画審議会委員を委嘱する

平成19年2月28日

新城市長 穂積亮次

(事務局)

松本貴美德様ありがとうございました。

皆様の委嘱状につきましては、お手元でございますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、穂積市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長)

改めましてこんにちは。市長の穂積でございます。年度末の大変お忙しい中ではありますが、記録的な暖冬の中、委員にお集まりいただきました。みなさんそれぞれお忙しい中ではありますが、総合計画審議会第1回記念すべき総合計画の会合のスタートであります。

総合計画につきましては、既にみなさん御存知であろうと思いますが、地方自治法によりまして、それぞれの市町村が基本構想というものを策定義務づけられております。これは、議会の議決事項でございまして、それに基づきまして総合計画をしっかりと立てて、これからの10年間の市政運営の展望を開いて参りたいと思います。

平成の大合併によりまして誕生しました、「新・新城市」最初の総合計画でございます。平成の合併はもちろん行政の効率性、あるいはさまざまな財政難への対処、などなどの効率化、合理化の側面がありますが、それ以上に自立した地域を運営していくための市町村の自立性をしっかりと確立するということが大きな目的であろうかと思っております。

昨今の地方分権改革の中で、権限の移譲、財源の移譲が苦渋の中、進行しております。それに伴いまして、基礎的な自治体としての市町村業務というのも日増しに拡大をし、また責任も拡大をしております。いろんなところで申し上げますが、とりわけ介護保険法の制定以来、介護保険制度のスタート以来、人的なサービスを給付する第一人者としての市町村の役割が拡大しております。

また少子化高齢化の中でさまざまな福祉民生業務もまた市町村に大変大きな役割をもたらされております。さらには子育て支援、あるいはさまざまな市民サービスの提供が市町

村の大きな仕事となるとともに、またさらに一方ではみなさん御案内のとおり、この地域は東海・東南海地域の地震の指定地域でございますので、大震災や緊急事態に対処する危機管理体制の構築、またこの地域には数年後には三遠南信道路、第二東名の新城インターの開通の予定もございまして、新しいチャンスが訪れております。そうしたさまざまな私ども取り巻く環境の変化をしっかりと見極めながら、増大する行政サービスに対応し、さらには住民みなさんの夢や希望を体現した、そうした骨の太いたまた実効性のある総合計画を策定していかなければならないと深く胆に命じているところであります。

皆様、お手元に合併時の新市まちづくり計画が配布されているかと思えます。この中で合併前に3地区の住民のみなさんに行ったアンケート調査結果などが参考として載っておりますが、その中でそれぞれ別々の歴史を歩んできた3市町村であります。これからのまちづくりとして新しい街の将来像として、みなさん3地区こぞってトップ項目に掲げているのが、次のような項目であります。「水や緑の豊かな自然を守り環境にやさしいまち」これが3地区異口同音トップの項目で、豊かな自然歴史文化を誇りに思いながら、それを土台にしたまちづくりを住民のみなさんが切望しているところの表れかと思えます。奥三河地域の扇の要としての新城市、それは同時にこれからの循環社会、持続可能な社会開発を続けていくための市としての責務かと思えます。

一方では市民のみなさん、住民のみなさんが特にこれから大きな重要度の高い行政サービスとして揚げられておられるのが、これまた3地区それぞれ別々の環境にしながら、みな異口同音に言っておられるのが「地域医療等の充実」ということでもございました。これもまた現在の新城市の取り巻く医療環境といえ、住民のみなさんの切実な要望、気持ちであったかと思えます。

また一方では、中学生を対象としたアンケートでは、3地区ともトップが「大地震対策への取組」でした。

これらを背景としますと、住民のみなさんが合併前に合併したまちに望むもの、また現在緊急に必要なものと感じられているものは、それはそのままイコール新市の抱える課題でございまして、住民のみなさんが生活の中で感じていること、生活の中で求めていること、正確さ、それがまちづくりの基本になろうかと思えます。そうしたことを踏まえて創りましたのが「人と自然が織りなす笑顔活力創造都市新市まちづくり計画」というものでございます。これを今回の総合計画のひとつの土台として、まったくゼロからの出発ではございません。こうした合併前の住民のみなさんの希望、そしてさまざまな財政推計を併せました、まちづくり計画が創られておまして、これはいわば合併時の三市町村の住民のみなさんに対する行政側の攻略にも均しいものでございまして、この新市まちづくり計画が一つの土台であることは、これからも変わりはないかと思えます。

さらに合併時の市長選挙における市長のマニフェスト、また議会議員のみなさんがそれぞれ住民のみなさんにお示ししたときの公約、特に市長マニフェストは新しいマニフェスト選挙として注目をされているところとして、こうしたマニフェストの観点とか総合計画のうえに加えていただき、さらにはこの1年間を通じて浮かびあがってきた新市全体の新

たな課題にも対応していかなければならないかと思えます。

後ほど触れたいと思いますが、これまでの自治体の多くには義務づけられていなかったような問題、たとえば子育て支援などもそうでございますが、こうした問題についてこれからの自治体が必ず新しい義務として負っていかなければならない業務も予測されます。そうした意味におきましては、大変大きな課題を負っていくわけであります。

ここにお集まりの各界の皆様、住民代表の皆様、また公募によって積極的に意欲的にこの審議会に参加いただくそれぞれの委員の皆様、いわば新城市の英知でございます。議会の代表もお見えでありますので、新城市民全体の英知が、この審議会の中に結集しているものと核心をしております。この中でさまざまな議論を積極的に、忌憚なく交わしていただき、またそのつど住民のみなさんに広く情報公開をし、さまざまなパブリックコメント等をいただき、ときには地域の中に出かけていくワークショップのような形も必要かと思えますし、さまざまな形で住民のみなさんの希望、さらには知恵を結集したすばらしい総合計画を創りあげていただきたい。こんな気持ちでございます。どうかこれから長丁場でありますし、それぞれお仕事をお持ちの上でのことでございますので、大変な仕事量をお願いすることに心苦しさを覚えながら、同時に25名のみなさまの更なるご尽力によりまして、新市の希望を紡いでいただければと思います。

どうかよろしく願いいたしまして、冒頭のご挨拶にいたします。ありがとうございます。

(事務局)

それではまことに僭越ではございますが、本日の審議会が第1回目でございますので、会長選出までのしばらくの間、企画部長の鈴木が司会進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、最初に、お手元の資料2「新城市総合計画審議会条例」をご覧ください。本審議会は、第1条にございますように、新城市の附属機関として法に基づく審議会でございます。第2条の規定に従いまして、市長の諮問いたします新城市総合計画について、調査及び審議をしていただきその結果を市長に答申することとなっております。

また、第3条及び第4条では、審議会委員は25名以内で組織し、市議会議員、教育委員会の委員、農業委員会の委員、各種団体の代表者、学識経験者及び住民を代表する者のうちから市長が委嘱する旨を規定しております。また、会長、副会長につきましても、ここで規定してございますので、後ほど会議次第によりまして選出していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

第5条の顧問、第7条の幹事及び調査員については、置くことができるという規定となっておりますので、今後必要であれば任命又は委嘱させていただきたいとおもっております。その他につきましては、審議会の運営等について定めているものでございます。ご覧いただきたいと存じます。以上、簡単ではございますが審議会条例について説明をさせていただきました。

続きまして、委員の皆様のご紹介をお願いします。順不同ではございますが、お手元の

資料 1 の審議会委員名簿の順番をお願いします。それでは大変恐縮ですが、自己紹介の形で順番をお願いいたします。夏目様からお願いいたします。

(委員自己紹介)

皆様こんにちは。市議会議員総務文教委員長夏目でございます。大変重要な委員会に席をおくわけでございます。みなさまと一緒に市のためにがんばります。

市議会議員福祉病院委員長太田です。

市議会議員の経済環境委員長小川賢治です。

作手地区、市議会議員の菊地勝昭です。建設消防委員長です。総合計画という長期計画ですので、私もかかわる以上は将来の新城市が良くなる計画にしたいと思います。

新城市教育委員長の菅沼です。

新城市農業委員会会長の野澤です。

新城市商工会会長の本多です。

愛知東農協組合長の河合です。一昨年の6月から組合長を努めています。

新城森林組合長の平田です。今日は副知事が作手で用がありまして、今とんで来ましたので若干遅れて参りましたが、家は山吉田です。

新城市老人クラブ連合会会長の鈴木です。

社会福祉協議会会長の藤原眞治です。

市の区長会長の加藤です

区長会鳳来地区代表の尾澤です。

区長会作手代表の濱本です。

豊橋技術科学大学の太貝です。

東三河地域研究センターの戸田です。

社会福祉法人 新城福祉会 理事長の夏目みゆきです。

新城市で民間保育施設を経営しています中谷です。

新城市の民生児童委員の主任児童委員です。地元で食育を通じてさまざまな活動をしています。下山です。

作手地区で子育てネットワークとして子育て教室を担当している佐々木年恵です。

地元の新城に住んでいる松本です。

筒井です。団塊世代真只中の59歳です。本来は来年60歳で退職ですが、理由等々あって2年前に退職しました。たくさんの時間をいただきましたので、私を含めまして団塊の世代の意識が変わらなければならないのではないかと、そんな思いで応募しました。

公募の上平井の大谷です。農業をやっています。

作手地区の花井敏明です。

千郷の吉田です。個人事業をやっております。最近非常に話題になっております、ゴア元副大統領の「不都合な真実」を見て、私にも0歳の孫がおりまして、孫が成人したころにはどんな環境になってしまうのかと心配しておりまして、そういう切り口から意見を述べたいと思っております。

(事務局)

どうもありがとうございました。

それでは、最後に助役並びに事務局を紹介させていただきます。

助役の林正司です。助役は総合計画の庁内策定委員会の委員長になっております。

企画課長の夏目修です。

企画課副課長の熊谷昌紀です。

企画課主査の柿原紀宏です。

それでは、ここで審議会条例第3条2項によりまして、審議会に会長及び副会長各一人を置く必要がございますので、会長、副会長の選任をお願いいたします。

会長につきましては、委員の皆様の中で互選が規定されておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。どなたか選出していただけないでしょうか。

(委員)

私から申し上げるのはどうかと思いますが、学識経験者である豊橋技術科学大学の大貝彰教授を推薦したいと思います。大貝先生は広域圏計画の研究や、各地のまちづくり等にも経験がおありであると伺っておりますので、適任ではないかと思えます。

(事務局)

ただいま、会長に大貝委員をとという意見を頂戴いたしました。他にご意見があれば伺いたいと思います。

(委員全員)

異議なし

(事務局)

ありがとうございました。それでは会長に大貝先生をお願いしたいと思います。次に、副会長ですが、第3条第3号に「副会長は会長が選任する」となっておりますので、大貝会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

私自身、新城市の行政の内容をよく存じ上げておりませんので、副会長には市議会議員の夏目勝吾委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員全員)

異議なし

(事務局)

ありがとうございました。それでは、会長に大貝彰委員、副会長に夏目勝吾委員よろしくをお願いいたします。

大貝委員・夏目委員、会長席・副会席の方へお願いします。

(事務局)

それでは、早速で恐縮ですが最初に大貝彰会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

(会長)

先ほど自己紹介させていただきましたが、もう少し詳しく自己紹介させていただきたい

と思います。

私自身は、13年前、14年前ですか九州の方からこっちの東三河の大学に移ってきて、それ以来ずっとこの東三河のまちづくりといいますか、地域づくりとかそういうことにずっと関わらせていただいております。何年か前までは、どちらかという豊橋市周辺のいろいろなまちづくり何なりに関わってきましたけれども、ここ2～3年のうち、に東三河の奥三河エリア、こちらの中山間地の地域おこし、地域活性化ということに徐々に関わらせていただいております。

去年は、旧鳳来町の方々と一緒に地域のことを考えていくことのお手伝いさせていただきました。今年も引き続きお手伝いさせていただきますし、今年からは新城市の中心市街地のまちづくり、地元でまちづくり会議を組織して、中心市街地活性化に向けた取り組みが、住民中心で進められておりますが、そこでも大学という立場からわずかながらですがお手伝いさせていただきます。そういうこともあってか、私になぜかこのような重要な責任がまわってきました。

合併後の新城市の初めての総合計画ということで、私自身大変荷が重い感じがしております。それほど今回の総合計画は重要な意味があると思っております。

先ほど市長が実行性のある計画という言い方をされましたが、私自身も是非、実効性のある総合計画を皆さんと共に案をつくって市長に答申できればと思っております。

何卒ご協力のほどをよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。次に夏目勝吾副会長からご挨拶をお願いいたします。

(副会長)

大変すばらしい方々がお見えになるわけですが、市議会という立場から大変重要な副会長という席をいただきました。先ほど市長のお話にありましたように、実効性のある将来を見越した素晴らしいものができることを期待するとともに、この審議会で市民の皆さんと一緒に新新城市が将来に向けて、市民のためになるものができたらと思っております。

本日開催されました市議会でも、市長から市政運営の礎となる総合計画については、「大きなビジョンと確かな戦略のもと、市民のみなさまがそれぞれの人生の将来像を明確に描くことのできる実効性のある計画を期待している」こんな表現をしておられます。どうかみなさん、立派な意見をいただきまして素晴らしいものができますようにご協力をお願いします。また、副会長としまして一生懸命努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、審議会条例第2条の規定に基づき、市長より、総合計画の策定について、貴審議会に諮問します。市長よろしく申し上げます。

(市長)

平成19年2月28日

新城市総合計画審議会会長様

新城市長穂積亮次

新城市総合計画について（諮問）

新城市総合計画審議会条例第 2 条の規程に基づき、新城市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

お願いいたします。

（事務局）

それでは、議事に入りたいと思います。議事につきましては、審議会条例第6条の規定に基づき、会長に議長をお願いすることとなっております。

本日は、第 1 回目でございますので、主に、スケジュール、めざすまちづくりの方向性を説明させていただきまして、ご意見ご要望等は最後に伺いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、会長お願いいたします。

（会長）

早速議事に入ります。ただいま市長から諮問がありました。本審議会は合併後最初の第 1 次総合計画の策定という非常に責任のある役目をこの審議会が担うことになっております。これから 1 年、数回にわたって十分な調査、審議を重ねて市長に答申していきたいと思っております。副会長はじめ各委員の皆様におかれても熱心な議論をお願いします。

具体的な議事に入る前に、2 点ほどご了解いただきたいと思います。

1 点目は、審議の内容をオープンに検討するため、この審議会の会議を原則公開にしたいと思っております。

2 点目は、第 1 回審議会の議事録の署名者として、佐々木年恵委員と吉田淳委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行に移ります。

一番目の「総合計画策定の基本方針・策定体制・スケジュール」について、それから二番目の「総合計画の方向性」についてを一括議題といたします。事務局からこの 2 点について説明をお願いいたします。

（事務局）

事務局から説明させていただきます。お手元の資料 3 をご覧ください。

総合計画に関する基本方針のうち、1 つ目の策定の目的であります。

平成 17 年 10 月 1 日の新設合併に伴い、新しい新城市が誕生いたしました。この時点で旧市町村が策定しておりました総合計画から、お手元配布の「新市まちづくり計画」に切り替わり、様々な施策を行っている状況であります。67 ページをご覧ください。新市の将来像やまちづくりの 7 つの基本方針が掲げてありますのでご一読ください。一方、地方自治法には、総合計画を策定し、基本構想を定め議会の承認を得ることと規定されております。このため新しい新城市の総合計画は、この「新市まちづくり計画」を包括し、将来を展望し、時代を見据え、市民が快適で心豊かに生活できるまちづくりとなるような指針として策定するものであります。

次に策定に当たっての考え方であります。「新市まちづくり計画」を基本としたものであること。

2つ目として、人口の減少、少子高齢化など社会環境の変化、地方分権など行政環境の変化が進行中であります。こうした中、市民、NPOなどの公共活動への参加の気運が高まっていること。

3つ目として、効率的な行財政を目指すこと。以上3点を基本に市民にわかりやすく実効性のある計画書を策定して行きたいと考えております。

次に構成であります。基本構想、基本計画、実施計画で構成いたします。

基本構想につきましては、めざす都市の将来像を定め、これを実現するための方向を明らかにするものであります。

基本計画につきましては、その構造に基づいて施策、事業を示したいと思っております。

実施計画では、基本計画に基づき具体的な取り組みを示したいと考えております。

4つ目の計画期間は平成20年度からの10年間とします。

基本計画は市長任期に合わせたもの。実施計画は1年ごとの見直しとしたいと考えております。

5番の策定の期間でございますが、平成20年3月議会への上程を目指しております。

6番の体制でございます。この審議会のほか、地域審議会など幅広く市民の意見を反映していきたいと考えております。

庁内では助役を委員長として各部長で組織する策定委員会、副課長・係長による8つの専門部会があります。次のページ等で確認いただきたいと思います。

7番目の基本方針につきましては、冒頭に申しあげましたように、現在の様々な施策がこの方針に基づいて推進されております。冊子の77ページ以降をご覧ください。詳細が記載されております。ただ、この記載事項は平成16年の合併前に、合併後の10年を想定したものでありますので、現在の事業とは若干異なっております。

別の参考資料の平成18年度予算の主な事業をご覧ください。参考までに2、3事業を説明してお話したいと思っております。

1つ目の柱である自然環境は、本市が発信する最大の魅力です。貴重な地域資源を保全し、自然と一体となって暮らすまちづくりの方針であります。全国棚田連絡協議会運営事業、森林総合産業創出事業、新城EMS推進事業が主な事業です。

2つ目は、自然風土を活かした活力あふれる地域産業を進行しなければなりません。2ページ中ほどにあります山村振興営農環境整備事業、3ページ中ほどにあります温泉掘削事業が主な事業であります。

3つ目の柱は、質の高い生活環境を構築するものであります。高規格道路建設促進事業、道路網の整備事業、4ページの中ほどにあります中心市街地活性化対策事業、5ページはじめにあります高度情報化社会推進事業。

4つ目の柱である健康で安心してらせる地域づくりであります。7ページをご覧ください。中ほどにある作手児童施設整備事業、8ページ中ほどにある消防防災センター建設

事業であります。

5つ目の教育、文化の分野では、8ページ下の通学費援助事業、9ページの最初にあります八名小学校屋内運動場改築事業、10ページの国際交流事業が主な事業であります。

6つ目の柱は、自立した地方自治のため住民と行政が協働する地域づくりであります。各地の地域活性化推進事業が主な事業であります。

最後に7つ目の柱、健全な行財政運営をめざすまちづくりでは、広報・広聴事業、行政改革事業が主な事業です。

以上が7つの基本方針により実施しております平成18年度の主要事業ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

次に資料5をお願いします。策定のスケジュールでございます。

この協議会は今後5月、7月、9月、11月の開催を予定しております。

5月 基本構想の素案の説明・検討、各専門部会の課題・方向性についてを議題としたと思っております。

7月 構想案の了承と基本計画素案の説明検討

9月 基本計画について検討

11月 基本計画の了承

このような予定で進みたいと事務局では考えております。以上が(1)の説明です。

続きまして(2)方向性の説明です。資料6です。

新しいまちづくりを進めるにあたり、世界経済情勢など時代の変化を的確に掴み、速やかに対応していくことが必要と考えております。公共のあり方が大きく見直され転換期を迎えている現代、計画策定にあたり特に考慮すべき時代の潮流と課題を少子高齢化の対応をはじめ9点ほど掲げてみました。地方分権の推進のなかには、地域社会の自立、財政の健全化も含め記載したつもりです。このほかにも環境問題なども課題のひとつと考えております。

これらを含めまして本市の状況が2番目に掲げてあります。第2東名、三遠南信は産業立地価値を高めるものとして期待するものです。

3つめの構想につきましてはさきほど説明したとおりですので省略します。

4番目の基本理念です。さまざまな時代変化のスピード、スケールが早く、大きいため、この先10年の予測をたてるのは大変ですが、第2東名開通など新しいチャンスも広がってまいります。

2000年の地方分権一括法以降、今後も分権を軸に進むことは間違いないものです。このような状況を踏まえまして、地方分権を進める上で必要なものとして、地域、人材、市民、NPOなどの新たな公共、また19年度投資します情報基盤整備の利活用を踏まえ、地域力の向上と住民競争、情報化と国際化、この2点を大きな基本的な考えとして掲げました。

5番、6番、7番については重複となりますので省略させていただきます。

事務局としては以上です。

(会長)

ありがとうございました。

それでは早速ですが、今、事務局から基本方針、それから策定体制、スケジュール、最後に総合計画の方向性ということで、今回の総合計画の基本になるところの説明がありました。何かご質問、あるいはご意見があれば挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

説明が非常に早くてなかなか理解しづらいかと思いますが、何でも構いませんが、いかがでしょうか。

(委員)

膨大な10年計画を今発表されましたが、まず聞いていて懸念されたのは、それだけの資料あるいは具体的な施策を5回の会議でまとめることができるのかと。まとめようと思えばまとめられるのかも分かりませんが、非常に表面的なもののまとめになりやしないかと言う点が一つは心配です。それからもう一つ、いろいろな部会を設けられましたが、その部会の中で、基本構想に基づいての各委員なり、あるいは部会での論議というのは、どういう形で進められていくのか説明をお願いしたいと思います。

(会長)

それでは、事務局の方から答えられる範囲で、進め方について、具体的な議論等について、今日の時点で答えられる範囲でいいかと思いますが。

(事務局)

庁内の策定委員会ですとか、先程申し上げました各専門部会等々がございます。現実、もう既に動いておりますので、その辺の議論を凝縮したりよく揉んで、できるだけ精密なものをこちらの方へ出して、議論していただくというような考えでございます。

それから、合わせて次回の開催通知等々のところで、資料もできるだけ早く情報提供させていただきますので、その辺で情報は早く出すつもりでござます。

(委員)

関連して、討議というのは、こういう形でいつもやられるのですか。それとも部会に分かれてやるのでしょうか。

(事務局)

ここの審議会は、一応こういう形で議論していただく予定でおります。私が申し上げた部会というのは、市役所の中の部会のことでございます。

(会長)

審議会の前、是非、一週間くらい前には、委員のみなさん全員に郵送か何らかの方法で、その日の議題、内容を送っていただいて、委員のみなさん是非一度目を通していただいて、この場でその案に対する意見を述べていただくという形にしたいと思います。そうでないと、この場で全てについてみなさんが目を通してやっていると、何時間あってもこの会議終わりませんので、是非そのような形で進めていきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

(委員)

今の質問に関わるのですが、本当に5回でいいのかどうか。次代を担う子どもたちのために、この総合計画があると思います。私ども当然その中で生活しなければならないので、その辺のところを含めると5回では短いのではないかと。本当にその辺のところ事務局が最大の資料を出した中で、この集まった時にはそれができるような、そういう状態でないと、こういうタイムスケジュールではちょっと無理だと思いました。

(事務局)

今のところ事務局で考えているのが、5月以降で準備はしておりますが、皆様方のご意見を聞いたり、ご了解をいただければ、増やしたりということも考えたり、状況、状況で判断させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(委員)

専門部会がありますが、この部会に我々がどこか所属するのかという判断をしていたのだけど、全部役人が決めるわけですか。

(事務局)

8個の専門部会がありますが、これは職員の副課長と係長が今現況を把握したり、課題を抽出しているという部会でございまして、その部会の意見をまとめてここへ出すということでありまして、みなさま方が各部会に云々というものではございせん。

(委員)

それでは市民の声が出ないのでは。例えば商工会ですから産業部会に所属するわけで、やはりいろんな意見があると思うのですが。

(委員)

私も委員がどれかの部会に所属すると。全体的な把握はするのだけれど、特にこの件については審議員の中でも真剣にその項目についてはやると。これを全般的にいつも判断してというのは、本当に真剣にやろうと思ったら、とてもじゃないけど頭が回りきりませんので、やはり教育なら教育で、私なら全体的な関わるけれども、その分野についての部会に連携するような形をとらないと、いつも漠然とした会議で意見がまとまらないのではないかと気がします。

(会長)

という意見が出ておりますが、もっともな意見だと思います。事務局の方でいかがでしょうか。

(事務局)

皆様方からご了解をいただければ、検討したいと思ひますが。一度、大貝会長、夏目副会長等と相談させていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(会長)

なるべく早い時期に、そういった形の方向を一任で考えていきたいと思ひます。それから、市民参加という意味では、最初の市長さんのあいさつにもあったかと思ひますが、ワークショップなんていう市民の意見をもっと広く聞くようなこともあってもいいのかと

いうふうにも思います。一年という長いようで短い間でまとめていき、20年度の総合計画になるわけですから、大変厳しいスケジュールではあるかと思えます。とは言いつつやはり新しい合併後の新市の総合計画ですから、やはり中身は非常に大切なわけですから、そこは事務局の方も努力をお願いしたいと思えます。

その他、いかがでしょうか。今、進め方についての意見が出たわけですけど。公募で委員となられている方々、いかがでしょうか。何か率直な意見で構いませんが。よろしいですか。

(委員)

今の確認ということになるわけですが、この専門部会を検討するという意味のことだったと思うのですが、結局、この委員の方がそれぞれの部会へある程度、割り振って入り込むという意味も含んでいるということですか。

(会長)

その辺については、事務局と相談させてください。完全に一緒の立場でやっていくのか、またそうすると大変な委員の方に負担がかかるということもありますし、その辺の関わり方については、検討させていただきたいと思えます。

その他、いかがでしょう。もう少し今日の特に方向性については少し議論をした方がいいのかと思うのですが。

(委員)

せっかく公募された方もみえるわけで、我々であれば、今まで発言する機会はあるし、ツケツケ言いますが、こういう場が慣れてない方はせっかく公募されてみえても、この席で何か言うのはなかなか難しい。自分でこの部会にぜひ私は参加したい。やはり何でもそうなのですが、この指止まれなんですよ。成功するのは。

(会長)

公募された方が5名おられて、あと学識経験という方で何名かおられるますので、是非その辺の方々から何か意見があればと思うのですが。別に今の方向性についてダメだとかいう話ではなくて、是非賛成だという意見でも何でも構わないんですけど。いかがでしょうか。あるいはこういった視点を是非重視してほしいとか。

(委員)

私は公募で来たんですけども、結局この審議会にどうしても入りたいと思った理由の一つとして、僕今40なんですけど、この審議会ですら今から10年後を考えた場合、僕自身も僕くらいの人 coming いるんじゃないかと期待してきたんですけど、年配の方でちょっとびっくりしました。これから10年という僕等は50で、僕等がもう上に立ってやっていかなければいけない時代なんです。それを踏まえて、僕等地元に戻っても、どうせ行政に言ってもダメだ。だけど、僕の声が一つでも届けば市の人も分かってくれる、行政も分かってくれるんじゃないかということで、思い切って応募させてもらって、たまたまこれを採用してもらったってことなんです。僕はこの場所で、市民として僕の10年後、僕等の時代をどういうふうにしたいかを述べる機会が欲しいなど、この行政会議の中で。そ

それを5回だけで私たちの未来が決まってしまうことはないんでしょうけども、決めるのはちょっとハーという感じがしました。

(会長)

もっと市民のみなさんの意見を聞く機会を、この策定の中で考えていく必要があるということ。その他にいかがですか。

(委員)

今の話の続きですけど、今、地域でいろんな開発委員だとか、既にやっていると思いますが、それとこれとの兼ね合いというのが、わからないのですが。その辺はどうなのか。地域でのこういう類いのことを結構やっている。

(会長)

総合計画というのは、新市の最も基本になる、こういうまちにしていくという方向性を示すものなのですが、それぞれの地域、地域で取り組んでいる計画は、もちろん、それとそれが、総合計画と整合性を持たないといけないわけですが、少しレベルが違うものです。少しというか、その辺でその計画というものの性格が違ってきます。別の物では全くあるはずではないものですけど、それは地域の中での一つのまちづくりの方向を地域の皆さんが作って進めていくということで、それを踏まえて、それぞれの地域にあるものを踏まえて、さらにその上に総合計画があるというような。そういう計画の背景にあるというふうにご理解いただきたい。

事務局から少し説明を。

(事務局)

それぞれ地域の問題、市役所の仕事に関しまして、地域のいろんな問題等々もございませう。例えば行政区の問題ですとか、農林業の問題等々。そこら辺も各部会が、今、自分の仕事と言いますか、各部会でそういうことを、課題を抽出したり、地域でこういう問題が上っている、現場でこういう課題があるっていうことも吸い上げた部会と思っておりますので、そういう意見は、部会から吸い上げてここへ出てくるものと考えております。

また、市長がいろいろ地域へ出て行った時にも、総合計画の話等々もしたいと考えておりますので、そこら辺で情報の提供、収集も努めて行きたいと考えております。

(委員)

部会、部会と言いますが、実際、我々が参加する部会があるのですか。私も過去に色々な県の審議会に出たことがあります。全て部会があるんですよ。

(事務局)

現実、秋ぐらいから先程申し上げました庁内の策定委員会、各係長等々の専門部会は現実もう動いております。4回、5回程度はもう会議が進んでおりますので、現況の課題等々は抽出をしております。

(委員)

多分、私は思うのですが、郷土を愛するのにはやはり市民という担い手が必要になってくるのです。だから、こういうものでいくら策定がどうだよりも、そのプロセスが問題だ

と私は思うのです。だから、その辺のところ今聞いていますと、何か部会でやるよという話がありますが、中心市街地あたりの問題でもそうだろうと考えています。私は駅というものを中心に考えると、いろいろな方々が駅に乗り降りし、その街というものを見るわけです。そういう形の中でそしてまた新城の若者たちも駅を後にし、また駅に帰ってくる。やはり、こういうふうなものをずっと考えておきますと、私、たまたま、市民病院の支援委員会もやっているのですが、ドクターたちが住む住居も新城には少ないのだろうというふうに、この前、部長、課長とは話をしたのですが、マンション的なそういうものが何も無い。だから私たちの街は遅れている。なぜこういうふうに遅れてしまったのかということなんです。先程申し上げましたように、やはり市民の担い手というものが少ない。これは行政だけでやるものではなくて、やはり市民というものが担い手にならなければ、この問題は、絶対前には進まないだろうと思いますので、その辺のところももう一回、この中で検討してもらいたいと思います。

(会長)

今の件については、事務局の方で検討してということ。

すみません。私がちょっとチョンボしておりました。実は、事務局から先程総合計画の方向性ということで説明がありましたけど、予定としてはその後、市長さんの方から補足説明っていうのを予定されておりました。申し訳ございません。よろしいですか。

では、後でということですので、その他ご質問ご意見があれば。

(委員)

今、いろいろご意見がありましたけど、やはり総合計画を作っていくのは住民の意見が一番重要だと思います。それで、我々は公募で応募したのですが、その他にもいろいろな意見を持っている方がいると思います。ここに示された案につきましては、市の職員の方が作られた。また、この他にもこういうことをやって欲しいというものが出てくると思う。そういう方向付けをどのように拾い上げていくかということが一番重要になってくるのであろうと思います。そういうことで、地域で市長さんが住民たちに意見を聞くというような話がありましたけど、それを今後どのような計画でやられていくか、もし事務局で案がありましたら、教えてください。

(会長)

今の件につきましては、ちょっと具体的に、趣旨は分かったのですが。

(事務局)

今、現実、具体的な計画は持ち合わせておりませんので、19年度以降必要に応じ、先程申し上げたような市長が出向く会の時の情報を出したり、また、改めて総合計画についての住民の声等々との計画は検討していきたいと思っております。

(会長)

おそらく、専門部会でいろんな部会のことを検討されていくわけですが、当然ながらそこには市民の方々の声を踏まえて理念とするというのは、当然のプロセスとしてやるべきことだと思います。それが、この審議会の場で見えないところに問題である。やはり、

もう少し説明責任という意味からすれば、その辺がちゃんと見える形でこの審議会を進めていく必要があるというふうに思います。これは、いろいろなアンケートを取って、いろんな市民の意見は聞いているわけで、全く無視してやっている訳ではないので、この場にその辺がちゃんと見えてないというところがやや問題があると思いました。もちろんこの1年の間、19年度の中で、どういう形で市民の意見をさらに反映させることが大事でしょうけど、そのプロセスを少し事務局の方で考えていただきたいと思います。

(会長)

いかがでしょう。その他。

(委員)

今の私の質問や答弁見ていて、若干の認識のズレがあるのではないかと思います。要するに、この場合は審議会だから、提案者の行政の方々が作った、いろいろな部会から出た案を出すのでそれについて審議をしてくださいということでこの会を進めるのか、ある程度、協議会性のような意味を持たせた、この場でもかなりそのことについて、論議、協議をしていくのかと。審議会だから、とにかく出したものを審議してくれればそれでいいということだと、ちょっとこの審議会がこれだけのメンバーを揃えて、もったいないという感じがします。

(委員)

過去に私も審議会に出たことがあります。半分ぐらいの人数で、しかもそれは、職員が作ったやつをただ承認するというだけなのです。今回は新しい形で、専門部会を作るから、なかなかいいと思っていたら、話聞いていると従来のパターンと何ら変わらない。何のために公募したり、我々に来ていただいているのか。発言するそれぞれ専門があるわけですから、そういうもので意見が出るわけです。それぞれの中で自分の好きな部会に入りなさいってというような。産業部会でも、職員の人が何を考えるのですか。そこに僕等が何かケチをつけなければならないのですか。一緒になってやればいいのでは。

(会長)

趣旨は理解していただけたと。この審議会の役割は市長の諮問に応じてですね、総合計画について調査、審議するというふうになっておりますので、調査というあたりで、やはり市民の意見を聞いて具体的に審議するという。もちろん、事務局から出てくる案をただ審議するだけでは、おそらくいいものはできていかないでしょうから。もちろん事務局もそれなりにしっかりしたものを準備してくるわけです。僕が先程言ったのは、事務局の方のこの場での説明責任からすれば、市民の意見を反映させたものとして、このような案をこの場に提案させていただいていますというあたりが、ちゃんと見えてこない、なかなか皆さん納得いかないということになるのではないのかなと思います。ということで、これから具体的に今後基本構想、基本計画の案をこの場で審議していただくことになるわけですが、専門部会の方にも何らかの形でこの委員の方々が関わるといって取りながら、できるだけいろんな意見をまとめて、より良いものにしていければというふうに思いますので、皆さんよろしくご協力をお願いします。

今の件については、この辺で議論を終えて、その他について、いかがですか。

(委員)

スケジュールですけども、一応5月、7月、9月、11月とあと4回では少ないという意見が出ておりますが、大雑把に第何週くらいまでとかは絞り込んでおいていただければ、欠席にならないかと思っておりますので、その辺ご教示いただけたらと思います。

(事務局)

下旬を予定しております。

(会長)

曜日まではちょっと難しい。

(事務局)

皆さんの中で、もしそこら辺を決めたほうが動きやすい、参加しやすいということであれば、ご意見をお伺いできればありがたいと思うのですが。

(会長)

できるだけ早く日程を調整して、その後の第3回、4回についても、できるだけ早くスケジュールを確定できるように。もちろん、5回ではなくて、6回に増える可能性もあります。6回、7回ということも無きにしもあらず。その辺は臨機応変に対応していきたいと思っております。その他、よろしいですか。

(委員)

先程、市長さんの話の中にも、みなさんの話の中にも実効性のあるものという言葉が何度も出てきました。この実効性というものは、先程提示のありました新市まちづくり計画に入るような細かい、それから参考資料として出されたような細かいのも、そういうものが提示されて私たちが審議するというような内容になるのか、先程から言われている出されたものに対して私たちが意見を言うだけなのか、こういうものもやって欲しいとか、細かいところまで出すようなことに、ここで審議するのかということまで教えていただけたら、ありがたいですけど。そういうところは、先程の議論を踏まえていくかと思えますけれど。私たちが、ここに参加するためにどういう姿勢で行ったらいいのだというのが分かるかと思っておりますのでお教えください。

(会長)

今の実効性のあるものっていう意味について、先程、予算の付いたこういう・・・ご質問の趣旨がちょっと今一つ最後のところ理解できなかったもので、すみませんもう一度。

(委員)

どの様な細かいところまで私たちがこの事業がいいとか悪いとか、そんなふうにするもので資料を提示されたとか、それとも、こういう出てきたものに対して、計画を10年後までは、ここでは、こういうものやるといような具体的に出されるものが実効性って言われるものなのか。実効性のある計画っていうのがどういうもので、私たちは考えたらいいかってことを具体的に教えていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

(会長)

実効性っていう意味合いは、なかなか微妙なところがあるので・・・

(事務局)

この18年度の予算、数字の沢山上がったような細かな資料ですが、これにつきまして、どうしてもまちづくり計画の7つの柱を説明する必要があります。その参考として、18年度こういう事業をやっているよ、というようなことで参考に出させていただきました資料であります。従いまして、この総合計画のこの審議会でこのような細かなところまで云々、数字まで審議をしていただくつもりもありませんので、ご了解をいただきたいと思えます。

実効性のある計画書ということでございますが、また後から市長が補足をしていただけると思うんですが、従来の総合計画につきましては総花的で、なかなか実効性といいますか実現が不可能とは言いませんが、なかなか現実的な事業等々の中身が無かったもので、今回作ります新しい総合計画は、財源等々の心配、問題もあります。また、現実の現場等々のご意見も聞いて、実現性のある夢のある計画にしたいと思っております。

(会長)

ということで、ご理解いただけましたかね。

(委員)

それに対して、10年後にはこういうものをしていただきたいと。こういうものが必要ではないかということをお私たちが意見を言っているということで、よろしいですか。

(会長)

そのとおりです。

(委員)

資料3の策定体制というところで、先程皆さんからご心配いただいているような市民参加という部分が2ページから3ページに渡りまして、総合計画審議会での審議、地域審議会による意見、提言以下ズーっとあります。この辺のところを少し具体的にどんな形で進められるのか。その部分についてもちょっとお話をいただけると、住民というのは何処で参加するのか。この辺のところも少し分かりやすくなると、そんな感じがさっきちょっとボーとして聞いておりましたんですが。もしよろしかったら、少し詳しく。

(会長)

このところは事務局の方から。

(事務局)

ご説明いたします。市民の声ということで、参考の例といたしまして、②の地域審議会ですとか③の各種検討委員会、市民懇談会、パブリックコメント等々を列記させていただきました。ここら辺の細かな説明ということでございますが、昨年度発足しました地域審議会では新市街づくり計画の進捗状況というようなものも議論していただいております。その中でこの総合計画の議題を出したりして、意見をいただくというような考えで出したものでございます。それから、各種検討委員会等につきまして、また市民懇談会の住民の

意見等々につきましても、機会あるごとに総合計画がこういう状況にあるよというようなこと、また昨年度行ないました市長が財政の話し等々で、地区住民会に出ていきました。これも19年度も計画しております。この辺で機会を設け総合計画についての情報ということをお伝えしたり、収集したり、ということで掲げたものでございます。

(委員)

この辺のところのどういうステージでやるのかちょっと解りませんが、具体的に相当その住民の皆さんのご意見をこういう機会を通じて、吸い上げができれば、事務局レベルでそれらをまとめまして、素案を作る。それを審議会の中でたたいていく。そういうようなことであれば、住民無視の計画策定ということにはならないという評価もできと思います。どの程度でやられるのか、何かちょっと漠然としているものですから。過去やられた部分の意見も当然まとめられておりますよね。いろんな会合をやっていますよね。既に18年度もやってみえるわけですから。そういう部分のご意見等も計画に盛り込まれているとは思いますが。そこら辺がちょっとよく分かりませんので。

(事務局)

具体的に計画っていいですか、②から④のこれの具体的な計画を現実我々が持っているわけではございませんので、19年度になって実際の開催等々のところで時間が合えば云々ってような、今のところの考えです。

(委員)

ですから、皆さん心配してみえるのは、市民の声というのが、いわゆる役人ベースという言葉が悪いかもしれませんが、こういう事務局レベルで素案が作られてしまうと少し心配な向きのご意見があるわけですから、こういう説明会といいますか、こういう機会を上手に使って、その皆さんの意見を集約する。もし機会が相当な頻度でやられるとすれば、1年の中でも大変スケジュールはきついわけですが。ちょっと1年じゃ無理かもしれませんね。

(事務局)

できるだけ、そんなつもりでおりますので。

(会長)

基本はやはりそこにあると思います。5番のパブリックコメントっていうのは、構想案ができた段階でパブリックコメントをいただくという。これは、今、こういう計画を作るのにこのような形になっています。その前の案を作る段階で、どこまで市民のみなさんの意見を聞いていくかっていうあたり。少し具体的にこれから考えていく必要がある。

(委員)

ここに各種検討委員会の意見というのがありますね。どういった検討委員会か私はよくわかりませんが。こういうものが生きればね。ここにどなたかが参加するとか。

(委員)

参考資料4の新城市総合計画策定体制のところ、こういうふうにしていくということとで上げてあるのですが。おそらく、ここにあります市内の専門部会。ここでは一番の素

案を作られると思うんですね。それで、その右に今言われた各種いろいろな審議会だとか、検討会だとか、懇談会だとか、こういったものの意見を聞くようになってきていると思うのですが。ここで、この意見を聞くのはやはり一番の素案を作られる専門部会がこの意見を参考にされて素案を作って、その上にあります総合計画策定委員会へ、その素案を上げていかれるのではないかと思うわけですが。そうじゃないですか。（そうです。）ですから、この一番右の枠の中の意見を専門部会が聞いていただいて、そこで素案を作ってください。という体制で行けば、市民の声というか、各種団体のいろいろな意見も多分ここで吸い込まれるのではないかと思います。ここをどんなふうに事務局が考えてみえるのかということになると思います。

（会長）

そのとおりだと思います。ですから、大事なことは、その辺、具体的にここに上がっている地域審議会、市民懇談会、各種団体懇談会、意向調査。この辺のところはもう少し今後、こういう意見をどういう形で具体的にどういう会のどういう意見をこの素案の中に反映させてこういう案を提案させていただきます、というふうなところが見えてくれば非常に分かりやすいものになってくると思います。今の段階では、当然具体的な説明はちょっと出来かねると。

その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

それではですね、私が先走ってしまって、市長さんの説明を抜かしちゃったんですけど、市長さんお願いします。

（市長）

大変、今この審議会の進め方等々を含めて議論いただいて、大変ありがとうございました。従来の総合計画の策定の枠をもう一步踏み越えていこうという、委員の皆様のご熱意の表れと受け止めさせていただきました。総合計画につきましては、実は今、さまざまな自治体の中でも大きな議論の対象になっていますし、総合計画のあり方というのが、実はいい意味で揺らいでいます。都道府県にも基本構想の策定が従来義務付けられておりましたが、数年前の自治法の改正によって、都道府県には総合計画の策定の義務がなくなりました。総合計画は勿論、地方自治法で定められております法定事項でございますので、現況では定めることを義務付けられているわけです。それは、地方自治法の先程の条文にもありますように、地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るために作りなさい。そういう趣旨であるわけですが、従来は、国、都道府県、市町村という関係が、縦割りの指導、非指導の関係の中で作られていました。その中にあった総合計画という意味が、かなり大きく揺らいできているのが一つ目です。

それから、もう一つは今日も審議会の中でも議論がありましたが、いわゆる行政主導のまちづくり計画というものに対して、市民参加、市民協働という観点からそれを乗り越えようという動きが出てきた。それがもう一つの大きな動きであります。

それと、もう一つ大きなものがありまして、それと申しますのは、先ごろ愛知県の知事選挙もいわゆるマニフェスト型選挙というのが行なわれまして、マニフェストとなります

と、4年に1回の市町村長の選挙の時、数値目標を含めて選挙民の皆さんに候補者が約束を提示し、それに基づいて選挙を戦っていく。そうしますと、それはその決定は非常に重いわけでありまして、じゃあその市長選挙の時のマニフェストと総合計画というのは、一体どちらが優位性があるのか、という議論が実は自治体の長の中ではいろいろ積極的な議論がされています。ですので、本市の場合には、総合計画を10年計画に定めますが、同時に市長の任期に合わせて見直していくという仕組みも今回の中で取り入れておりますし、また、総合計画自身が毎年、毎年、必ずローリング方式、あるいはフレッシュアップしながら見直し、更に改善をしていく対象のものでもあろうかと思っています。

そういう意味で、今日、皆様から出されたご意見、ご提言は積極的に検討させていただきますとともに、この審議会の条例でもですね、審議会には、調査又は審議を補助するため幹事及び調査員を置くことができるという規定もございます。これが、皆様方に保証されました一つの手段でございます。こうした条例に基づく最大限の力を発揮いただきまして、思案を駆使していただきまして、さまざまな議論を重ねていただければと思います。

また、先程から何名かの委員さんから提案のありました、いわゆる役所内の部会との関係などについても、会長さん、副会長さんと事務局の間で調整を願いまして、お願いしたいと思います。ただ、いずれにしても、大変なエネルギーのいる仕事でございますので、行政が出してきた素案の追認に終わらせない審議会になりますと大変な大きな労力、また、皆様方の時間もお願いすることでございます。そういう意味で、事務局の方でもできるだけみなさんに負担が無いように、しかし同時に皆様方のご意見が的確に反映して、住民が作り上げた文字通りまちづくりの憲法といいますか、プログラムとして生きていくようにしたいと考えております。

それから、また、従来の総合計画といいますのが、得てして実効性といいますか、総花的なものになってきたというのは、一方では、国、都道府県、市町村という枠の中での、予算措置の中で、さまざまな国の補助メニューなどの施策が出てきた時に、総合計画に載せておくと、とりあえずいいというのはおかしいですが、その条例にのって予算付けをしやすいというものが今までありました。逆に言えば、総合計画に載っていないとですね、新しい、例えば何かここで言えば、地域情報基盤の情報格差を是正するような国の新しい政策方針が出てきた時も、総合計画に載っていないと他の市町村との関係の中で、予算取りが敗れてしまうというようなこともありまして、ともかく出しておこうというような面もあったことは否めません。これは、これからもある程度、国との関係の中で続くものがございますから、どうしても市民のみなさんのニーズに合うもの、そして、これからの時代に必要なものっていうのが、総合計画の中で、ある程度取り込んでおかなければならないテーマだと思います。と同時に一方では、これから益々市町村の自立的な運営が求められてきて、財政の裏づけというものがあ程度持つておかないといけない。何でもかんでもやれるという時代でもございませんので、ある程度集中、選択、あるいは優先事項というものを決めていただかなければならないと思います。できるだけ、みなさんの全ての希望、要望に沿うような、あるいはさまざまな国の予算措置に対応できるような網羅的な施策が

必要であるとともに、同時にしっかりした優先順位、あるいは緊急性というもののランク付けと申しますか、重点的なものというものも一方では必要になってきます。そして、それについては、ある程度市民総意で必ずやり遂げようという強い意志を持ったビジョンとして作り上げていかなければならないというふうに思っております。今日、お話を聞きまして、逆に私どもも大変勇気づけられた次第でありまして、これからの総合計画審議会での議論を大変期待を持って拝見をさせていただきたいと思っております。

それと、総合計画と申しますと、当然ながら自治体の業務を縛るわけでございますので、実際、当然ながら法に基づいてのみ事業を執行することができるわけでございます。法にないもの、あるいは法に反するものは出来かねるわけでございますが、同時に自治体として法定で義務付けられているものは、やり遂げなければならない。そういう精査も必要になってまいります。同時にですね、これからの自治体にとって、従来は義務とは考えられていなかった、自治体も義務的な部分とは考えられていなかったが、しかし、これからはおそらく義務的にやらなければならない問題なのであろうと思われるものがいくつもござります。特に私は、このところで、念頭に置きますのは、子どもたちの乳幼児期の教育並びに子どもの発達を支援するということについて、これからおそらく自治体に公共団体が地域の中で保証することが責務として謳われてくるのではないかと思いますし、そういうものを、ある意味では、私どもが先取りする形で、発信できればこれからのまちづくりにとって、ひとつの大きな住民協働の目標が出来上がるものではないかと思っております。これが私の市長の思いでございまして、審議会のご議論の中で、適時私どももまた意見を挟ませていただきながら、しっかりとした整合性のある政策メニューとして構築していただきたいと思っております。従来、子どもたちの教育に関しては、小中学校は当然ながら国の義務教育でございまして、市町村においては、小中学校の設置、運営というのが義務付けられております。一方では、子育てという点では、保育にかける子どもたちを措置をするという形で、児童福祉の中でこれをカバーしてきましたし、また、子育て支援等々も、親の子育てに対する負担を軽減するという、そういう意味からのさまざまな手当て、あるいは支援措置が行なわれてきました。しかし、昨今の家庭状況、機能の変化、あるいは就労の変化、そして、なによりも子どもたちを取り巻く大変大きなリスク、というものを考えますと、市町村として就学前の子どもたちに対して、しっかりとした義務的な施策を展開をしていくべきではないかと。これがこれからの地域の未来を決定する非常に大きな政策テーマになろうであろうという判断をしております。これから、第2東名の開通を含めて、さまざまな点が可能性を持った地域だけに、若い方々、子育て世代の方々も含め、そしてそれについては、地域全体が一つの自分たちの試練として考え、高齢者の皆さん、そして若者の皆さんも共に手を携えて、新しい自治体像を新城から発信をしていく。そんな理解でこの総合計画、また、これからの市政に取り組んでまいりたいと考えております。

いろいろなことを申し上げましたが、いろいろ申し上げたのは実はこの総合計画にかかる私どもの熱意の表れでございまして、是非とも市民総参画でこの総合計画を練り上げ、従来の枠にとらわれず、どんどん大きく乗り越えながら、また、それには試行錯誤も必要

でありますし、ある時には激論を交わさなければならない時もあるかと思えますし、また予定した会議以上のスケジュールを逆にみなさんをお願いしなければならない局面もあるかと思えます。そういう点では大変なお仕事、お願いをする訳でございますが、冒頭申し上げましたように、公私の文字通り英知が結集しております。この中で、審議会の中で、是非とも私の諮問に応じて、素晴らしい総合計画の答申をいただきますようお願いしまして、簡単ではございますが、補足並びにお願いを終わります。よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。どうもありがとうございました。一応、今の市長さんの説明で、これから具体的に第 2 回以降、議論を重ねていくこととなりますけど、是非、皆様よろしくお願ひいたします。今日の議題は、以上で終了しました。委員の皆様、本当にご協力ありがとうございました。また、次回お願ひします。

じゃあ、事務局の方で。

(事務局)

本日は、誠にありがとうございました。今、市長からもお話がありましたように、この審議会、市民の意見をどう聞くか、また専門部会に対する関わり、それら等につきまして、よりよい方向で会長さん方と検討してまいりたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

以上で第 1 回新城市総合計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。